

平成十四年度 定例監査結果公表

地方自治法第一九九条第一項及び第四項並びに大崎町監査委員条例第四条の規定に基づき、平成十四年度会計に係る定例監査を実施したので、その結果を同法一九九条第九項並びに同条例第八条の規定により、次のとおり公表します。

一 監査の対象

- 1 財務に関する事務の執行
- 2 経営に係る事業の管理
- 3 備品の管理状況

二 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成十四年十一月二十六日から平成十五年二月七日まで実施

三 監査結果及び意見

1 財務に関する事務の執行について
平成十四年度の事務に関する事務

2 経営に係る事業の管理について
水道事業の経営については、健全経営がなされていると認められる。

事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令及び条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。
監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、おおむね所期の目的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。
工事請負費については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

4 その他
事務処理において不備が見受けられるので、正確な事務処理及び書類作成を行うよう注意されたい。

平成十五年二月十日

大崎町監査委員 園田 忠

” 米永 實

3 備品の管理状況について

今後、なお一層の経費節減を図りながら、事業の使命である安全な水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

平成十三年度購入の備品について、現物確認を行い管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされている。
なお、備品を長期的に使用するためにも、保管・管理には十分注意されたい。

今後とも学校教材備品の購入については、年間授業に活用できるように、早めの購入手続きをされたい。

軽自動車及び原動機付き
自転車の名義変更・抹消(廃車)
の手続きはお早めに

軽自動車税は、単車、軽自動車、小型特殊自動車、農耕車を四月一日現在で所有されている方に課税されます。
次の場合には、3月中に必ず手続きをしてください。

◆車の廃車、売却、盗難など
廃車届けをしてください。

◆車の贈与、相続、交換など
名義変更届けをしてください。

◆町外からの転入
現在まで付けられていたナンバーを持参し、廃車されてから、新しく大崎町ナンバーの交付を受けてください。

◆町外へ転出される方
ナンバーを添えて廃車手続きをしてください。

※手続きはすべて、印鑑が必要です。また、廃車の時はナンバーもご持参ください。なお、手続きについて不明な点がありましたら、大崎町役場税務課までお問い合わせください。

大崎町役場税務課

TEL 七六一一一一 (内線 一一二)